

平成25年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月1日 (金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月1日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松 本 正 美	2番	山 田 新太郎
	3番	安 藤 洋 一	4番	高 阪 康 彦
	5番	戸 谷 裕 治	6番	伊 藤 俊 一
	7番	中 村 英 子	8番	黒 川 勝 好
	9番	菊 地 久	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	14番	大 原 龍 彦		
不 応 招 議 員				

<p>地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名</p>	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一		
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	山本 章人
		ふるさと 振興課長	寺西 隆雄		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓		
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 保険医療 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 環境課長	上田 実	次 長 兼 高齢介 護 長	佐藤 一夫
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土木農 政 長	西川 和彦
		まちづく り推 進 課 長	志治 正弘		
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
		水道課長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	鈴木 卓夫	次 長 兼 消防署長	大橋 清
		総務課長 兼予防 課 長	伊藤 啓二		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	鈴木 智久
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)			
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)			
	4 番	高 阪 康 彦	5 番	戸 谷 裕 治

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 日程第5 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第6 議案第1号 平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第2号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第3号 平成24年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第4号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第6号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第7号 蟹江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第13 議案第8号 蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 蟹江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 蟹江町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 蟹江町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 蟹江町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例及び蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 蟹江町下水道条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定について

- 日程第27 議案第22号 町道路線変更について
- 日程第28 議案第23号 海部南部広域事務組合規約の変更について
- 日程第29 議案第24号 平成25年度蟹江町一般会計予算
- 日程第30 議案第25号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 平成25年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第36 議案第31号 平成25年度蟹江町水道事業会計予算
- 追加日程第37 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 追加日程第38 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第39 議案第23号 海部南部広域事務組合規約の変更について

○議長 中村英子君

皆さん、おはようございます。

平成25年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、高阪康彦議員より入院の際のお礼と絹川上下水道部次長より父の葬儀のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、順次発言を許可いたします。

○4番 高阪康彦君

4番 高阪康彦でございます。

去る1月25日、盲腸炎をちょっとこじらせまして腹膜炎を起こし、海南病院にて全身麻酔による開腹手術を行いました。10日間の入院でございましたけれども、余病の出ることもなく、以前の健康を取り戻しつつあります。その節には、町長さん初め幹部職員の方々、議員各位にお見舞いをいただき、まことにありがとうございました。

腹の中の悪いものが取れきれいになりましたので、10年は寿命が延びたと思って、これからも大いに頑張っていこうと思っております。本当にお見舞いありがとうございました。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

議長にお許しをいただきましたので、この場をおかりしまして一言お礼を申し上げます。

過日、父の通夜、葬儀に、お忙しいところ、ご弔問、ご会葬いただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長 中村英子君

皆様のお手元に議会運営委員会報告書が配付されております。

河瀬副町長及び鈴木子育て推進課長よりインフルエンザのため本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には伊藤恵美子さんを指名します。

ここで、去る2月25日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただく前に、資料でございますけれども、皆さん方にお渡ししております資料の中の会期の決定についての「平成25年」というところを「24年」

と書いてありますので、申しわけございませんが、訂正したものが出ておるとお思いましたところそのままでございますので、これ「25年」でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、去る2月25日の月曜日、午前9時から開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1番目、会期の決定についてであります。本定例会の会期は、本日3月1日金曜日から3月18日月曜日までの18日間といたします。

2番目、議事日程についてであります。

まず、本日1日、初日でございますが、議案上程、付託・精読、その後、人事案件2件、先議案件1件を追加日程により審議・採決し、その後、全員協議会を開催いたします。また、組合議員選出のため、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催いたします。お願いをいたします。

4日月曜日でございますが、本日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

6日水曜日、午前9時から総務民生常任委員会行います。付託事件といたしましては、議案第7号、8号と議案第14号から16号までの5件の審査をお願いいたします。午後1時30分からは防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第9号から13号、議案第17号から22号の11件の審査をお願いいたします。

11日月曜日は一般質問を行います。一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、意見書の取りまとめを行います。なお、広報編集委員会は、議会役員改選後に開催するため、今回は開催しませんので、よろしくお願いを申し上げます。

12日火曜日は、11日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

14日木曜日は予算審議を行います。

15日金曜日は、14日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

18日月曜日は最終日でございます。追加議案上程、精読の後、委員長報告、議案審査・採決、町長任期満了の挨拶となっております。組合議会選出のため、午前の休憩中に防災建設常任委員会を開催いたします。

以上が3月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、3番目でございますが、議員派遣についてであります。

1月30日にアイリス愛知で開催されました海部郡町村議会議長会に副議長を派遣した旨、議長より報告をいたします。

4番目、人事案件についてであります。

選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」、選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」、この2案件につきましては、本日、追加日程により選挙を行います。また、選挙の方法は、議長の指名推選とし、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し、

被選挙人を選出いたします。

5番目、先議案件についてであります。

「海部南部広域事務組合規約の変更について」、本日、追加日程の上、審議・採決をいたします。

6番目、予算審議についてであります。

審議の方法は、先例により行います。

一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は1人3回までとし、歳出は款ごとに1人3回までといたします。

特別会計及び水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

7番目、追加議案についてであります。

選挙第3号「海部地区水防組合議会議員の選挙について」は、消防団長の改選時に当たるため、最終日に上程し、選挙を行います。選挙の方法は議長の指名推選とし、午前の休憩中に防災建設常任委員会を開催し、被選挙人を選出いたします。

8番目、行政報告についてであります。

まず、蟹江高校跡地については、本日、冒頭に副町長より行政報告を行います。これは当初決めたことでもあります。

また、東海観光ホテルの営業廃止とその跡地利用、町営足湯の今後について。

続きまして、新ヨシヅヤ蟹江店の進捗状況。現ヨシヅヤ店の今後について。

次は、近鉄蟹江駅前自転車駐輪場の進捗状況について。

以上4件については、全員協議会の最後に行政報告の項目を入れ、副町長より報告を行い、それに対する質疑を行います。

9番目、意見書等についてであります。

12月定例会の継続審議となっております(1)から(8)までの意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、本委員会を開催し協議いたしますので、お目通しをお願いいたします。

10番目、町長任期満了の挨拶についてであります。

町長の任期満了に伴う議会挨拶を最終日の閉会前に登壇して行います。

次に、11番目、議事日程についてであります。

議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

最後に、12番目でありませんが、その他についてであります。

学区編成会議の開催については、全員協議会終了後に開催し、学区検討委員会が行ったアンケートの内容について教育長より報告を行います。

次に、教育長からの報告についてであります。

学区編成会議終了後、議員総会を開催し、気管切開児童の動向、そして体罰・いじめについて教育長より報告を行います。

次に、平成25年度政務活動費の交付申請、請求及び平成24年度政務調査費の収支報告書提出についてであります。

平成25年度政務活動費交付申請及び請求書の提出は、3月18日月曜日までとし、4月12日に4月から9月分の前期分を支払います。なお、平成24年度政務調査費の収支報告書を4月12日金曜日までに議会事務局へ提出してください。

次に、議会基本条例の進捗状況についてであります。

最終日の閉会後に議員総会を開催し、分科会ごとに中間報告を行います。

次に、その他であります。

議員と理事者——定年退職予定者でございますが、6名おられるようではありますが——との懇親会につきましては、3月18日月曜日、午後6時から湯元館において行わせていただきます。欠席される方は、3月6日水曜日までに議会事務局まで連絡をお願いいたします。

以上、細かく説明をさせていただきましたが、このように議会運営委員会で決まっておりましたことのご報告でございますので、よろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

(9番議員降壇)

○議長 中村英子君

どうもありがとうございました。

伊藤政策推進室長から行政報告の申し出ありましたので、これを許可いたします。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

お願いいたします。

先ほどの議会運営委員会の報告にもありましたように、本来、蟹江高校跡地の取得については副町長が報告をする予定でございましたが、副町長がインフルエンザのため、私がかわって報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

蟹江高校跡地の取得に関する経過報告として、昨年12月議会において、愛知県から土地の評価額は5億円を下回る見込みである旨の報告を受けたこと、ただ、町の評価額とは若干開きがあることから町の評価額に近づけるよう依頼をしたこと、また、土地の評価額から校舎等の取り壊し費用を差し引いた譲渡額が1億円を下回る見込みであることを12月議会において報告させていただきました。

その後、東日本大震災以降の土地取引の動向、この地域の整備動向等をさらに精査するよう、県に対し求めたところ、12月に報告した時点より若干土地の評価額は低くなっておりますので、現在、その譲渡額について最終的な詰めを行っているところでございます。

今後の予定であります。県と譲渡額が合意できた場合、速やかに直近の議会において購

入手続や跡地の概略的な整備計画の説明を行い、その後、県と仮契約書を締結し、最短では6月議会にて取得の議決をいただきたいと考えております。その場合、6月議会において校舎の取り壊しに関する費用を補正予算にて計上する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、蟹江高校跡地の取得についてご報告申し上げます。

○議長 中村英子君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番高阪康彦君、5番戸谷裕治君を指名いたします。

○議長 中村英子君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は18日間と決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第121条第1項ただし書きの規定に基づき、お手元に配付の文書のとおり、平成25年1月30日、名古屋市で開催されました1月定例海部郡町村議会議長会に副議長を派遣しましたので、ご報告をいたします。

○議長 中村英子君

日程第4 選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 中村英子君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第1号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第5 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 中村英子君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第2号は精読とされました。

選挙第1号、第2号は、午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出がされましたら議長までご報告をお願いします。

○議長 中村英子君

日程第6 議案第1号「平成24年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第7 議案第2号「平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第8 議案第3号「平成24年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第9 議案第4号「平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第10 議案第5号「平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第11 議案第6号「平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第12 議案第7号「蟹江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

この対策本部ですけれども、台風とかそういうものと、警報なりそういう形になったら対策本部を置くわけですが、インフルエンザの場合ですと、規定ですね、蟹江町におけるインフルエンザの対策本部を置かなければならないという状況というのはどのような状況になった場合か、説明お願いいたします。

○民生部長 齋藤 仁君

蟹江町に対策本部を置くというのは、原則的に、国がパンデミック、いわゆる緊急に広がった状態になったというように認めた場合に、国のほうも法律に基づいて対策本部が設置されます。それに基づいて、愛知県のほうにもその部分部分の都道府県において対策本部を設置しろという形になってまいります。それを受けまして、愛知県内各市町村がそれぞれ独自に、今求めております条例制定に基づきまして対策本部を設置し、国・県と一体となって対策を行っていく、そういう事態を想定しておりますので、一部地方になるのか関東だけになるのか、そういうようなこともいろいろあるわけでございますけれども、そういった事態になったときに対策本部が設置されるということになると思っております。

○8番 黒川勝好君

ですから、県でも町村でもそうですが、やはり全体になるわけじゃない。学校でもそうじゃないですか、学校のインフルエンザにかかるクラスは、全部がかかるわけじゃないもんですから。町村だってやはり、蟹江町周辺はすごいけれども、よそはすごくないとか、よそはすごいけれども、蟹江町は別にそんなあれもありませんよと、その辺の判断ですよ。だから、愛知県がいかんということになれば、全部が全部対策本部を置いちゃうのか、町独自ではないわけですか、そうすると。

○民生部長 齋藤 仁君

これはインフルエンザの定点観測医院というものがございまして、そこでどのぐらいの罹患された患者さんがみえるかというようなところを含めて、各保健所のほうで判断し、それを愛知県のほうが総合的にまとめて、どちらでこういった対策本部をするのかというようなことも含めてやっていくことです。ただ、一般的にいいますと、先ほど申し上げましたように、国全体の中の一部地方とかそういうようなことも想定されて国の法律が設定され、それぞれの市町村においては、それぞれの市町村の条例において対策本部の設置について規定をするということですので、蟹江町だけということがもしあるとすれば、津島保健所管内ということで、そちらのほうから指示が参り、対策本部を設置するという形になるかと想定しております。

以上です。

○議長 中村英子君

よろしいでしょうか。

○8番 黒川勝好君

ですから、数字ですよ。津島が管轄になると思いますけれども、どのぐらいの数字というのは規定があるんですか。何名というか、どれぐらいの数字が出てくるとということになるのか。

○健康推進課長 能島頼子君

今、部長が説明させていただいた分の補足になりますけれども、基本的に、新型インフルエンザというもの、大々的なインフルエンザの発生というところが一番大きく出てくると思うんですけれども、WHOがフェーズという段階を決めているんですけれども、フェーズ4というものがWHOで宣言された場合に、国が「新型インフルエンザ緊急事態宣言」というものを発令します。それに基づいて、先ほど部長が申したとおり、それぞれの都道府県とか市町村が対策本部を設置するという形で行われるということになると思います。

○8番 黒川勝好君

だから、1,000人当たり何人とかそういうあれはないんですか。

○議長 中村英子君

町が判断基準にかかわらなくて、よその機関が決めて対策本部を設置するのか。判断基準と対策本部の設置、それについてお願いしたい、今の質問は。

(発言する声あり)

○議長 中村英子君

だから、蟹江町は判断基準は示さずにということです。よそで、津島保健所なり国なり県なりが示すので、それに基づいてのみ……

(「休憩」の声あり)

○議長 中村英子君

暫時休憩といたします。

再開は10時50分ということで、その間に総務民生常任委員会におきまして組合議員の役員の改選を行っていただきますので、今から20分は休憩といたします。

(午前10時30分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 中村英子君

先ほどの件につきまして、答弁からお願いいたします。

○民生部長 齋藤 仁君

誤解を招くような表現を申し上げまして、大変黒川議員には申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

先ほど申し上げましたように、定点観測等で30人以上の一般的なインフルエンザ患者が出てまいりますと、津島保健所管内であれば津島保健所が注意喚起といいますか、注意報・警報といったようなものを出すわけでございます。ただ、新型インフルエンザの今ご審議いただいております部分につきましては、課長が答えましたように、WHOのフェーズ4以上になった場合に、WHOのほうから国のほうに注意喚起といいますか、それは通知が参ります。それを受けまして国・県が対策本部を立ち上げ、その中で市町村のほうにも対策本部を立ち上げるという形になってまいります。

この対策本部につきましては、一番大きな対策といいますと蔓延する前段階で抑え込むということです。予防疫接種等の接種をどのように行っていったら一番いいのかというような、そういったような考え方を含めて検討することがメインになってまいりますので、先ほど申し上げたところ、ちょっと私も勘違いしまして混乱させてしまいました。申しわけございませんでした。

ですから、きちんとした答えといたしましては、フェーズ4になった折に、国のほうから順次おりていき、それぞれの行動計画に基づいて蟹江町も設置をして対策をとっていくという形になるわけでございます。

以上でございます。

○議長 中村英子君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第13 議案第8号「蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

いずれこれ総務民生常任委員会付託事項でございますので、細かいことはそのとき質問いたしますが、まず、基本的に、地域の密着型サービス事業というのはどういう事業なのか。

現実には、蟹江町の中でこういう事業が既に行われているところがあるのか、ないのか。新規に起こそうとするときには、どのような形なんだろうかなど。人員的には29名以下の法人だよと、こういう形であればいいですよと、こういうことでありますが、現状、初めての事業が起きるわけではないと思いますので、今、既に事業として、皆さんがそこでショートケアをやってもらったり、いろいろやったり、カリヨンへ行ったりだとかいろいろなことがあるわけですが、カリヨンだったらこれはどうなるんでしょうかとか、こんなのはどういう関係があるんでしょうかという点について、ちょっとこういう提案の説明だけだとわかりづらいもんですから、現状で今ある事業で申請したとすると、町の指定に、これはこういう指定だよと、指定事業ということになるわけですよ。今までだってそれぞれがあったと思いますが、そういうことはどういう現状であり、どうなのかな、これ今わかるんだったら、まず、概略の説明をお願いしたい。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

ただいまのご質問でございますが、まず、地域密着型と申しますのは、基本的には、市町村の被保険者の方だけがサービスを受けることができる事業であるというのが基本でございます。

それで、これにつきましては既に事業としては行われております。一番早かったのが認知症対応型のグループホームと申しまして、これがカリヨン新千秋のほうで、平成17年の途中から始まっております。そして、その後、老人保健施設のセーヌのすぐ隣にありますシャルルというところが同じようにグループホームを始めております。そして、その後、カリヨン新千秋のほうでは増設をされました。というのがグループホームでございます。そして、平成24年からは小規模特別養護老人ホーム、こちらもカリヨン新千秋のほうで開設をされております。

平成18年に介護保険法が大幅な改正をされる以前から、名称は多少違いますが、こういったグループホームは、先ほど一番初めに申し上げました新千秋のほうでありました。これが18年の法改正によりまして各市町村のほうで指定、それから申請の受け付け、変更届の受け付け等をやるようにといった事務事業がなされたわけございまして、それ以後、ずっと蟹江町がそういった事務にかかわってきておるといのが現状でございます。

それから、新規という場合には、これは、まず、私ども蟹江町の介護保険事業計画の中で、

そういったグループホームですとか小規模特別養護老人ホームのような地域密着型のサービスが必要であるということが計画に盛り込まれた場合に、じゃ、それをどのように進めていくかということになるわけですが、指定等につきましては、蟹江町がみずから行うというものになっております。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

物に例えて言うてはいけませんけれども、例えば、蟹江町で指定業者とか工事だとか何かだと基準を決めて、水道なら水道の、町が水道の工事をやったりなんかすると指定業者一覧表とかが出てくるわけね。これはそういう物に例えてはいけませんけれども、今回、これからは蟹江町の指定の地域密着型サービス事業でございますので、その事業を町が認定する、町へ申請して許可した業者は何社こういうことですよと、あくまでもこれは町が掌握をできるという事業者ですね。

今、概略、もうカリヨンの中でもこうだとかグループホームはこうだとか特養の問題はこうだと出ましたけれども、じゃ、そのことについて、きょうここでなくても結構ですが、今度の委員会的时候に、現状こうですよと、こうなっていますよと、特に、そこでサービスを受けたい方々というのはどういう人でしょうかと、1、2、3、4、5とあるわけですが、要介護3の人なのか、4かな、5かな、現状は大体こういうふうで、その人たちはどういうところで面倒見てもらっておるだとか、こういうことで訪問看護を受けておるだとか、例えば民生委員さんとの関係はどうだとか、ホームヘルパーさんとの関係はどうだとか、そういう全体像というのがないと、これからそれぞれ難儀をするんですね。皆さん正直言ってわからない面があって、誰に相談していいかわからない、このときはどうしようかなと。

特に、今テレビやなんかで出ておりますけれども、在宅介護ということが非常に国の考え方で、私立だと金がかかるだとか、ああだとか言って、全部放り出しちゃうんですね。それで、自宅でできるようだと全部自宅でやれと、これも法改正で、これからは大分、きょうも載っておったと思いますが、在宅介護をこれから強化していこうと。介護するために、老老介護ということもあると思いますし、旦那が倒れちゃっておって、奥さんがそれを見る。それで、見るのも、例えば、点滴やなんかも拡大されて奥さんがやれる、身内ならええだとか、そういうことで在宅介護というのがこれからは非常に拡大されてくる。その受け入れはどうしたらええのかとか。

だから、これで地域型の、蟹江町は蟹江町だけの実態を見て、医療サービスを即座にできる、こういうシステムをつくり上げていこうと、これが基本なんですよね。その基本に向かって、いろいろなこと、さまざま出ると思いますよ。そういう方向であることを観点に入れて、この問題をどう処理するかと、このことは一番大事でございますので、ぜひ、今度また委員会的时候には、わかりやすい資料を。

我々は、余り具体的にタッチしていないものですから具体的なところはわかりませんが、担当者は大体わかるんですね。要介護1、2、3、4、5、大体何人ぐらいおるんだよと、3や4や5の人でどうなっておるんだとか、それから自宅で、例えば老老介護じゃありませんけれども、在宅介護をやっておるような方々は何件ぐらいあって、こういうことだよと、またこういうことをやっておると、こんなことがわかりやすいような資料がありましたら、これがこの事業の基本でございますので、事業者はどのような事業者があつて、どのような状況であつて、これからはどのような人が必要なんだよと、町の窓口はどういうことでどういう体制をこれからつくっていくんだと、これがわかりやすいように、議論の対象にできる資料をぜひつくっていただくことをここで資料要求をさせていただきますので、お願いをいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

できる限り資料をつくらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 中村英子君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがつて、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第14 議案第9号「蟹江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わつたので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

これも担当の付託事項でございますので、その前に、私は委員ではございませんから、基本的な問題をお尋ねします。

まず、この本文となっております蟹江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定ということでもありますので、ここで言われている特定の公園施設というのは、まず、蟹江町ではあるのか、ないのか。あるとすると、どこどこを指しておるのか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

今回の特定公園施設といいますのは、公園そのものではございませんで、公園の中にある施設として、例えば、この条例の中にございます園路及び広場ですね、それと屋根つき広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場、掲示板及び標識、こういったものが特定公園施設ということになります。そういったものを設置する場合の基準を今回定めるというものでございます。

○9番 菊地 久君

では、今、現状あります都市公園だとか、子ども、ここにある学戸公園だとかいろいろな公園がございますけれども、それは基準を見たときに、どうなんでしょうかね。道路はどうなっていますか、こういう基準に適合しておるのかどうなのか、トイレはどうなの、掲示板はどうなのということを蟹江町全体で考えて、この本旨に従ったような感じで、行政というのは必ずそれに対応していかにかんわけですね。そういう意味で、私は、この条例が提案されて、そのようにやろうとしたときに当てはまるものと当てはまらないものがあるでしょうと。特に、こういうものができた背景を頭の中に入れて、物事を対処せにかんのが行政側なんですね。

高齢者がますますふえて、足腰が弱り、電動椅子で行ったり車椅子で動いたときに、私はやったことないで申しわけないんですが、自分で一遍車椅子だとか電動椅子で行ったときにどうなの、トイレへ入ろうとしたときに、この公園は使えるのか、これはどうなのということがあるわけ。色分けをしてあるだとか、今ではスーパーだとかへ行っても障害者用のトイレだとか子供のおむつをかえるためのものを置くだとかいうことで、弱者の人たちが外へ出ても安心して過ごせる交通手段の——後にもこれ、ずっと次の道路の改正やら基準やら全部出てきておりますけれども、それも全てがそういう趣旨なんですよ。ますます高齢化社会になっていく。

だから、そういう人たちが家に閉じこもるんじゃなしに、公園へ行きたいよと行った。段差があって車椅子が入らんと、どうするのと。トイレへ行きたいけれども、トイレにも行けないよと、何なのこれはということが、あちらこちらに出ておるわけですので、それを、心配せんでも表に出られるよと。出たときに、トイレへ行きたい、車椅子で行かれる、道路もそこがそのままざあっと行かれる。立ったときに、ふらふらとせんでもいいように必ず周辺には手すりがあって、手すりをつかんでぐるっと公園を回ることができる、散歩することができると、これが大きな法の狙いなんですね。この狙いの中で、次から出る条例も全部、

道路法の改正ね、行動基準だとか、全てそうやって出てきておるわけ。

政権がいいとか悪いでなしに、過去の自民党政権のときからか、民主党政権になってからか、今はまた変わりましたが、大きく変わったことによって、こういうものが積極的に法律化されて、現実、表に出てきておるわけ。政権交代というのは、そういう意味では非常によかったと思う。自民党ばかりの政権でなくて民主党になり、そしてお互いが話し合っ、て、実際、高齢者や弱者をどうするんだという方向で障害者支援法ができたり、こういういろいろなものが今やと表舞台に出始めてきておるわけ。だから行政側は、各市町村行政として、これを、この背景は何なの、どうして出たのか、そのことを理解しながら対応していかにかんわけてすよ。

だから、ぜひ、現状はどうなんですかと、こういう条例ができることによって、その本旨に基づいて、どういうところを手直ししたり、どうしたらいいかということが出てこにかんわけて。それをぜひ委員会で、それぞれの委員の皆さん方がご質問をされると思いますので、その本旨に、法の精神に基づいてどれだけ対応ができるかということ、ぜひ現状認識、現状どうなの、それをやるためにはどうしたらいいの、むしろ該当しなくてもできるにはどうしたいかと。

これは、そこだけの問題ではありませんが、町全体になるわけですが、特に、蟹江町はスーパーが多いわけですね。スーパーが逆に今は非常に積極的に取り組んでくれておるわけですね。トイレも改造したり、それから車椅子で来たときに買い物ができるようにするだとか、赤ちゃんを連れてきたときにはどうするだとか、前にも町でもやりました自転車ね、3人乗れる自転車、そういうのも買って、表に子供を自由に連れ出すことができるだとか。それから、先ほど福祉のほうで出ました地域の介護のサービスセンター、こういうものとタイアップしていくようになると思うんですね。

そういう大事なことでございますので、その辺を頭に入れて、この条例提案を諮り、実現ができるような、そういう重要な課題でございますので、ぜひ念頭に入れて、できる限り分かりやすく現状を報告できる資料をぜひ出しておいていただきたいと、そして我々もまたその資料もいただきたいと思っておりますので、ぜひ現状をお願い申し上げておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

すみません、まず、常任委員会の方に資料としてお出しするよう準備をさせていただくということによろしいですね。

それで、今回の議員の質問にございました条例制定に至った背景ですね、これ、ほかの条例にもかかわることですので、ちょっと簡単にご説明をしておきます。

今回、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備、これは地域主権改革一括法と言っておりますが、これが公布されました。その公布に基づき

まして、例えば、今回の関係する条例でいいますと、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されました。その法律の一部が改正されましたことによって今回の条例を制定する必要性が生じました。

現況でございますけれども、資料としてお出しできる範囲で書かせていただくつもりではおりますが、状況としましては、第二学戸の区画整理以後につくりました都市公園、これはある程度バリアフリー対策が施してございます。ただ、それ以前につくりました都市公園については、明確なバリアフリー対策が施されていない公園が多うございます。

この条例は、25年の4月1日に施行を考えておりますので、当然のことながら、この条例制定後につくる都市公園は、全てこの条例に基づく設備を有するものとしてと考えております。

以上です。

○議長 中村英子君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第15 議案第10号「蟹江町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は防災建設常任委員会に付託することに

決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第16 議案第11号「蟹江町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第17 議案第12号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第18 議案第13号「蟹江町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第19 議案第14号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第20 議案第15号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第21 議案第16号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例及び蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

暫時休憩といたします。

再開を午後1時としますので、よろしく願いいたします。

(午後 0時00分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 中村英子君

日程第22 議案第17号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第23 議案第18号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第24 議案第19号「蟹江町下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第25 議案第20号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 鈴木卓夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第26 議案第21号「土地区画整理事業に伴う字の区域の設定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第27 議案第22号「町道路線変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第28 議案第23号「海部南部広域事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第23号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第29 議案第24号「平成25年度蟹江町一般会計予算」ないし日程第36 議案第31号「平成25年度蟹江町水道事業会計予算」を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

大変恐縮でございます。本日は、副町長が休んでおりますので、私のほうからご提案をさせていただきますと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、ご提案申し上げます。

まず、お手元でございます平成25年度の蟹江町一般会計・特別会計予算書及び予算説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第24号 平成25年度蟹江町一般会計予算。

平成25年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85億233万6,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成25年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

では、予算書6ページをお開きください。

6ページの第2表 債務負担行為でございます。

まず、債務負担行為といたしましては、海部津島土地開発公社の債務に対する保証、期間といたしましては平成25年度から平成31年度まで、限度額は5億円、ほかに利子及び事務費に相当する額でございます。

次に、住民情報管理機器借上料等、こちらは平成26年度から平成30年度まで、限度額2億3,123万7,000円、住民基本台帳ネットワーク電算機器借上料、平成26年度から平成30年度まで、限度額2,137万6,000円、パソコン機器借上料、蟹江小学校、舟入小学校及び新蟹江小学校、平成26年度から平成30年度まで、4,774万6,000円の都合4件でございます。

続いて、第3表 地方債でございます。

まず、起債の目的でございますが、臨時財政対策債、限度額6億円の1件の起債を借り入れする予定であります。

なお、起債の方法は証書借入、利率は3.5%以内、償還の方法につきましては後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、予算の概要についてご説明を申し上げたいと思っております。

お配りしてございます平成25年度の予算関係資料3ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

1款の町税、総額といたしましては47億3,600万1,000円を計上させていただきました。町税総額を前年度と比較いたしますと2,810万円の増となっております。内訳といたしましては、1項の町民税23億230万円、2項の固定資産税21億5,300万円、3項の軽自動車税4,360万円、4項の町たばこ税2億3,600万円、5項の入湯税110万円、6項の都市計画税、こちらは頭出しの1,000円でございます。

なお、町税の増額の主なものといたしましては、2項の固定資産税で800万円、4項の町たばこ税で6,900万円の増額となっております。

次に、2款地方譲与税9,100万円、前年と比較しますと300万円の減額でございます。

第3款利子割交付金1,500万円、比較いたしますと前年度より400万円の減でございます。

4款配当割交付金1,300万円、こちらは前年と同額でございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金300万円、こちらも前年と同額でございます。

6款地方消費税交付金3億3,000万円、前年と比較いたしますと2,300万円の減となっております。

7款自動車取得税交付金5,100万円、前年と比較いたしますと400万円の増額でございます。

次に、8款地方特例交付金2,500万円、前年比較といたしますと300万円の増でございます。

9款地方交付税6億2,000万円、前年比4,000万円の増額を見込んでおります。

10款交通安全対策特別交付金700万円でございます。こちらは前年と同額を見込んでおります。

11款分担金及び負担金3億9万9,000円、前年と比較し654万3,000円の減額でございます。

12款使用料及び手数料8,166万9,000円、前年比較132万7,000円の増額でございます。

13款国庫支出金、総額が6億9,676万8,000円、前年と比較いたしますと1億10万4,000円の減となっております。内訳といたしましては、1項の国庫負担金6億5,090万7,000円、2項の国庫補助金3,831万8,000円、3項の国庫委託金754万3,000円となっております。なお、減額の主なものといたしましては、2項の国庫補助金が706万1,000円の減額となっておりますが、その要因といたしましては妊婦健康診査費補助金が普通交付税措置されることによりまして補助金がなくなったことが原因となっております。

14款県支出金、総額といたしまして4億9,645万7,000円、前年と対比いたしますと2,088万1,000円の減額となっております。内訳といたしましては、1項の県負担金2億3,743万7,000円、2項の県補助金1億8,613万1,000円、3項の県委託金7,117万8,000円、4項県交付金171万1,000円でございます。2項の県補助金が3,480万5,000円の減額となっておりますが、その要因といたしましては、人事台帳パンチ入力事業を初めとした4事業の完了に伴う緊急雇用創出事業基金事業費補助金の減によるものでございます。

15款財産収入は431万4,000円、前年対比24万9,000円の増でございます。

16款寄附金は5,000円でございます。

次に、17款繰入金として2億1万4,000円、その内訳といたしましては、1項の特別会計繰入金1万4,000円、2項の基金繰入金2億円、これは財政調整基金からの繰り入れでございますが、昨年度より1億円の減とさせていただいております。

18款繰越金は6,141万円でございます。

19款諸収入、総額1億7,059万9,000円、前年度対比1,999万円の減となっております。内訳といたしましては、1項の延滞金、加算金及び過料、2項の町預金利子、3項の貸付金元利収入、4項の受託事業収入、5の雑入と構成されております。減額の要因といたしましては、雑入がスポーツ振興宝くじ助成金の減額2,149万5,000円がでございます。これによるものが大きなものでございます。

20款町債でございます。総額6億円でございます。こちらは内訳といたしましては、先ほど一般会計当初予算書の第3表でご説明しましたが、臨時財政対策債6億円の起債を予定しているところでございます。なお、昨年度の起債総額と比較いたしますと2億3,700万円の減額となっております。

以上、歳入総額85億233万6,000円、前年度と比べますと3億1,490万7,000円の減となっております。

次に、歳出予算の概要でございます。

まず、第1款議会費1億2,572万1,000円、前年比646万4,000円の減でございます。この要因といたしましては、議員共済会負担金の負担率の減少に伴い負担金が減するというものでございます。

総務費、総額11億4,330万5,000円、内訳といたしましては、1項の総務管理費から6項の監査委員費までの構成となっております。昨年度と対比いたしますと2,322万3,000円の増となっております。その要因といたしましては、1項の総務管理費2,720万5,000円の増でございまして、こちらは町名地番設定事業2,760万8,000円を計上させていただいたことにより増となったものでございます。

次に、3款民生費、総額33億1,987万7,000円、歳出総額に占める割合は39%となっております。昨年度対比で3,680万1,000円の増額でございます。内訳といたしましては、1項の社会福祉費16億1,308万8,000円、2項児童福祉費17億672万8,000円、3項災害救助費6万1,000円でございます。なお、増額の主な要因といたしましては、1項の社会福祉費で5,893万2,000円の増額となっております。この原因といたしましては、国民健康保険事業、介護保険管理及び後期高齢者医療保険事業の各特別会計への繰出金が総額で約4,700万円増となったものでございます。

次に、4款衛生費でございます。総額9億5,171万円となっております。内訳といたしましては、1項の保健衛生費3億7,522万6,000円、2項清掃費5億7,648万4,000円でございます。総額を昨年と比較いたしますと9,771万4,000円の減でございます。この主な要因といたしましては、海部地区環境事務組合負担金が約7,100万円減となったというものでございます。

5款農林水産業費、総額1億4,226万1,000円、昨年度対比1,990万6,000円の増でございます。この主な要因といたしましては、今地区排水ポンプ設置事業として3,000万円を計上したことでございます。

次に、6款商工費でございます。予算額1億5,047万6,000円でございます。昨年度比1,194万9,000円の減となっております。この要因といたしましては、蟹江城址整備事業が完了したことによるものでございます。

次に、7款土木費でございます。予算額5億7,140万円、その内訳といたしましては、1項の土木管理費6,950万2,000円、2項の道路橋梁費8,546万7,000円、3項の河川費308万9,000円、4項の都市計画費として4億1,334万2,000円となりました。土木費総額を昨年度と比較いたしますと297万1,000円の増額となっております。その主な要因といたしましては、浸水被害の解消のための排水ポンプ設置費、通学路及び危険箇所の安全対策のために交通安全対策工事費を計上し、補助対象事業が完了したことに伴う蟹江今駅北特定土地区画整理事業組合への補助金がなくなったことが要因でございます。

8款消防費4億3,854万円で、昨年と比較いたしますと1億2,992万1,000円の減額となっ

ております。この要因といたしましては、海部地方消防指令センター共同運用負担金につきまして、施設整備がおおむね完了したことにより負担金が約1億円の大幅な減額となったことによるものでございます。

次に、9款の教育費でございます。予算総額8億6,287万円で、その内訳といたしましては、1項の教育総務費8,099万7,000円、2項の小学校費1億3,983万7,000円、3項の中学校費9,795万円、4項の社会教育費2億385万7,000円、5項の保健体育費2億9,281万1,000円、6項の私立学校費4,741万8,000円の構成となっております。教育費の総額を昨年度と比較いたしますと1億9,664万3,000円の減額でございます。特に、5項の保健体育費におきましては、昨年と比較いたしますと1億6,906万円の大幅な減額となっておりますが、この要因といたしましては、24年度において実施いたしました蟹江町体育館改修事業が完了したことによるものでございます。

次に、10款公債費7億8,817万6,000円、比較増減といたしましては4,488万3,000円の増でございます。

次に、11款予備費800万円となっております。

一般会計歳出総額といたしましては、総計85億233万6,000円となりまして、昨年度と比較いたしますと3億1,490万7,000円の減額となります。

なお、次ページ以降に関しましては、記載してございます歳入歳出予算の概要、歳出予算の義務的経費、投資的経費など性質別経費、財源内訳一覧表など、詳細な資料として添付させていただきますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上、平成25年度蟹江町一般会計当初予算案についてご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○民生部長 齋藤 仁君

それでは、私のほうからは民生部関係の特別会計についての予算の提案をさせていただきます。

予算書及び予算説明書の203ページをお願いいたします。

議案第25号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算。

平成25年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億1,544万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成25年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

以下、詳細なものにつきましては、別に配付させていただいております25年度民生部特別会計予算説明資料をごらんいただきたいと思います。

1 ページ目でございます。

平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表、歳入でございます。

款項目といたしまして、1 款国民健康保険税、本年度予算9億3,557万2,000円、前年対比543万1,000円の増額でございます。国民健康保険税で一般被保険者国民健康保険税、2の退職被保険者等国民健康保険税、合算したものでございますが、一般被保険者のほうにつきましては比較増減として575万8,000円の減額を見込んでおります。退職被保険者につきましては1,118万9,000円の増額を見込んでおるところでございます。

第2款使用料及び手数料の1 手数料、督促手数料、事務手数料ですが、総額2,000円で前年と同額でございます。

第3款国庫支出金の第1項国庫負担金、こちらには療養給付費等負担金から特定健康審査等負担金までございまして、国庫負担金といたしましては6億8,649万4,000円、前年対比として2,932万8,000円の減額でございます。

次に、2項国庫補助金、第1項1目の財政調整交付金と出産育児一時金補助金でございますが、国庫補助金としては6,196万5,000円、前年対比47万6,000円の微増という結果になっております。これは出産育児一時金の補助金が24年3月で対象が外れますので、こちらが見込めないというところからこういった予算組みになったわけでございます。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金で、1目で同じく療養給付費交付金1億6,727万2,000円、前年対比では1,117万2,000の減額でございます。

次に、5款前期高齢者交付金、1項1目も同様で、予算としては8億4,000万円、前年比較では1億976万1,000円の増となっております。

第6款県支出金の第1項県負担金、こちらは高額医療費共同事業負担金と特定健康診査等負担金の2項目がございます。県負担金といたしましては2,249万1,000円、前年対比507万円の減額を見込んでおるところでございます。同じく、2 県補助金、県の補助金と県の財政調整交付金の2目がございまして、補助金といたしましては1億2,631万6,000円、前年対比318万1,000円の減でございます。いずれも少しずつ減をするという見込みを立てておるところでございます。

第7款共同事業交付金、これは1項1目と同じでございます。3億5,358万5,000円、前年対比としては2,663万4,000円の減額を見込んでおります。

8款財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で1,000円、項目出しの1,000円で、前年から比べまして1,000円減額させております。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金と 2 項基金繰入金、2 つ合せておりますが、合せて 2 億 1,639 万円でございます。前年対比 1,295 万 8,000 円の増を見込んでおるところでございます。

次に、10 款繰越金、これは前年繰越金でございます、8,000 万円を予定しております。前年対比としては 1,974 万 9,000 円の減額を見込んでおります。

第 11 款諸収入、これは延滞金及び過料から預金利子、貸付金元利収入、雑入まで含めまして 2,535 万 4,000 円、前年対比で 1,099 万 7,000 円の増額を見込んでおります。主なものとしては、延滞金及び過料の延滞金で 1,100 万円の増を見込んでおるところでございます。

歳入合計、一番下の欄でございますが、35 億 1,544 万 2,000 円、前年対比 4,448 万 8,000 円の総額を見込んでおります。

次ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、総務管理費と運営協議会費でございます。総額で 2,912 万 6,000 円、前年対比で 118 万 5,000 円の増でございます。一般管理費として 118 万 5,000 円の増を見込んでおるところでございます。

2 款保険給付費、1 の療養諸費、こちらには一般被保険者療養給付費から審査支払手数料まで 5 目でございます。療養諸費といたしましては 21 億 5,919 万 4,000 円、前年対比として 1,058 万 4,000 円の減額を見込んでおります。一般被保険者療養給付費で 2,400 万円の減、反対に退職被保険者療養給付費で 1,377 万 6,000 円の増、こういったようなやりくりをしまして、総額としては療養諸費として 1,058 万 4,000 円の減額を見込んでおるところでございます。

2 項高額療養費、こちらは一般被保険者高額療養費から退職被保険者等高額介護合算療養費まで 4 項目が含まれておるわけでございますが、高額療養費として 2 億 1,280 万円を予定しております。前年対比 424 万 8,000 円の増でございます。こちらは退職被保険者等の高額療養費が増加するものと見込んでおるところでございます。

同じく 3 項移送費、こちらは前年対比変わっておりません。総額 15 万円でございます。

4 項の出産育児諸費 2,521 万 3,000 円、こちら前年と同額でございます。

第 5 項の葬祭諸費 400 万円で、こちら前年対比変更ございません。

第 3 款後期高齢者支援金等、こちらは後期高齢者の支援金等ということで後期高齢者の支援金と関係事務拠出金でございますが、合計で 4 億 9,608 万 1,000 円、前年対比 7,497 万 5,000 円の増ということで、後期高齢者の支援金が大幅に増加しておるところでございます。

4 款前期高齢者納付金等、こちらは前期高齢者の納付金で、同じく納付金及び関係事務拠出金でございます。合計で 136 万 7,000 円、そのうちの前期高齢者の納付金が 56 万 1,000 円の減、それから関係諸費のほうで 7,000 円の減で、合計、年間では 56 万 8,000 円の減額を見込んでおるところでございます。

第 5 款老人保健拠出金、こちらは第 1 項の老人保健拠出金で、同じく医療費の拠出金と事

務の拠出金でございますが、総額は13万2,000円でございます。前年対比39万3,000円の減額、内訳が医療費の拠出金が40万4,000円の減と事務の拠出金が1万1,000円の増ということでございます。

第6款介護納付金につきましては1億9,652万9,000円、前年対比339万7,000円の増額を見込んでおります。

第7款共同事業拠出金3億5,375万6,000円、前年対比としては2,663万4,000円の減額を見込んでおります。こちら高額医療費の共同事業の拠出金とその他の共同事業拠出金であるわけでございますが、高額医療費の共同事業拠出金を2,663万4,000円の減額を見込んでおるところでございます。

次に、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費でございますが、2,998万3,000円、前年対比としては113万7,000円の減額を見込んでおります。

次に、2項保健事業費として、疾病用費と出産費資金貸付費ということで、保健事業としては94万2,000円、前年と同額でございます。

次に、9款基金積立金、こちら項目出しの1,000円で、前年対比1,000円の減額、こちらは金額の調整をさせていただいたというものでございます。

第10款諸支出金、償還金及び還付加算金211万円で、前年対比同額でございます。保険税の還付金、償還金、還付加算金、前年と同額でございます。

第11款予備費、こちら前年対比同額の500万円を計上させていただきました。

歳出合計が35億1,544万2,000円で、対前年比で4,448万8,000円の増額でございます。

恐れ入ります、もう一度、予算書及び予算説明書をお願いいたします。

247ページでございます。

議案第27号 平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

平成25年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億9,912万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成25年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

もう一度、予算の説明書、A3判のほうをごらんいただきたいと思います。

次のページ、3ページ目になります。

平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表でございます。

歳入。

同様に款項目でございますが、1款保険料、介護保険料ということで、第1号被保険者保険料4億5,543万1,000円、比較増減で1,124万円の増でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金として3億2,381万5,000円、対前年比1,048万2,000円の増額を見込んでおります。

第2項国庫補助金、これは1目の調整交付金から地域支援事業交付金、包括的支援事業2事業までの3項目でございます。国庫補助金としては3,487万1,000円、対前年比408万8,000円の増額を見込んでおります。

次に、第3款支払基金交付金5億2,979万7,000円、対前年比1,718万6,000円の増額を見込んでおります。こちらは支払基金の交付金で、介護給付費の交付金と地域支援事業の支援交付金が含まれております。それぞれ介護給付費の交付金では1,713万6,000円の増額、地域支援事業支援交付金については5万円の増額を見込んでおるところでございます。

4款県支出金、1項県負担金、こちらは介護給付費の法定負担分、県の負担金でございます。2億6,839万6,000円、前年対比872万2,000円の増額を見込んでおります。

2項の県補助金、地域支援事業交付金と地域支援事業、同じく包括的支援事業2事業の合わせたもので、合計619万3,000円、前年対比3万2,000円の増額。

3項財政安定化基金支出金で、こちらは当年度はゼロという予定をしておるところでございます。前年対比は1,139万9,000円の減額でございます。

県の支出金は、総額では2億7,458万9,000円、前年対比264万5,000円の減額ということで、財政安定化基金の交付金が、これは動きの中で貸付金の見込みを差し引いたため、全額市町村に交付されたため、なくなったということでございます。

第5款財産収入、こちらは利子及び配当金で項目出しの2,000円を計上させていただきました。前年対比と同額でございます。

第6款繰入金、一般会計繰入金と基金繰入金がございますが、一般会計繰入金につきましては、介護給付費繰入金からその他一般会計繰入金までの4項目でございます。繰入金全体といたしましては2億8,061万円を計上させていただきました。前年対比1,370万3,000円の増額でございます。一般会計の繰入金は、介護給付費の繰入金法定負担分ということで、738万6,000円の増額が大きなものがございます。基金繰入金につきましては1,080万2,000円でございます。こちらは前年対比580万2,000円の増を見込んでおります。

第7款繰越金、これについては前年同額の1,000円、項目出し程度を上げさせていただきました。

第8款諸収入6,000円、こちら各項目につきまして、頭出し程度でそれぞれ各1,000円、合計6,000円、前年対比同額でございます。

歳入総額18億9,912万2,000円、前年対比5,405万4,000円でございます。

次ページ、歳出をお願いいたします。

同様に款項目でございます。

第1款総務費、総務管理費と2の徴収費がございます。総務費総額では、本年度予算3,583万9,000円、前年対比で48万3,000円の増額でございます。これは一般管理費で48万3,000円を増額したものでございます。

次に、2款保険給付費、これは1項の保険給付費と2項高額介護サービス等費がございます。総額で18億2,219万1,000円、対前年比で5,908万8,000円の増額を見込んでおります。このうち保険給付費で17億9,014万1,000円ということで、保険給付費としては5,547万7,000円の増額を見込んでおるところでございます。高額介護サービス等費につきましても同様に3,205万円を見込み、前年対比361万1,000円の増額を見込んでおります。

第3款地域支援事業費、これは第1項の介護予防事業費と第2項包括的支援事業・任意事業費の2つが含まれております。地域支援事業費総額3,308万6,000円、対前年比22万3,000円。介護予防事業費としては469万9,000円で対前年比17万3,000円の増額、包括的支援事業・任意事業費としては2,838万7,000円で対前年比5万円の増額でございます。

第4款基金積立金、これは基金の積立金で、介護給付費準備基金の積立金で3,000円を予定させていただいております。対前年比としては774万円の大幅な減額でございますが、こちらにつきましては預金利子とかそんなところから積立金をきちんと見たところ、こんな程度しか出てこないかなというところで見込ませていただきました。

第5款諸支出金として800万2,000円、対前年比は200万円の増でございます。こちらは償還金及び還付加算金で第1号被保険者の保険料還付加算金の項目程度の1,000円、同額でございます。償還金として800万円、対前年比200万円の増額で、これは過年度の返還金等を見込んだところ、800万円という金額になりましたので、200万円の増となったわけでございます。そのほか、繰出金は項目程度の1,000円。

そして、第6款の予備費も項目程度の1,000円ということで、対前年比同額でございます。

歳出合計18億9,912万2,000円、前年対比5,405万4,000円の増額でございます。

もう一度、予算説明書のほうにお戻りいただきたいと思えます。

次に、307ページをお願いいたします。

議案第30号 平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

平成25年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,897万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。平成25年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

もう一度、説明資料のほうをお願いいたします。

次ページ、5ページになりますが、こちらに一覧表がございます。

平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表でございます。

歳入の部でございます。

同様に款項目でご説明申し上げます。

第1款後期高齢者医療保険料、本年度予算は3億1,142万3,000円、対前年比1,823万4,000円の増でございます。特別徴収分、普通徴収分から滞納繰越分、それぞれの金額を合計して3億1,142万3,000円ということでございます。

第2款県支出金、県の負担金、保険基盤安定拠出金で合計3,609万1,000円、対前年比487万5,000円の増額でございます。保険料の軽減分で県に負担していただく分でございます。

第3款使用料及び手数料で、手数料でございます。項目程度の1,000円、前年同額を計上させていただきました。

第4款繰入金、一般会計繰入金で、繰入金の中には療養給付費の繰入金から事務費の繰入金までがございます。一般会計繰入金から総額で2億9,944万9,000円、対前年比で1,750万3,000円の増額でございます。療養給付費の繰入金で1,781万5,000円、保険基盤の安定繰入金で162万5,000円、事務費の繰入金は193万7,000円の減額を見込んでおるところでございます。

第5款諸収入1万3,000円、対前年比同額でございます。こちらは延滞金、加算金及び過料の延滞金、還付加算金、それから預金利子、雑入、それぞれ対前年比同額で1万3,000円を見込みました。

次に、6款繰越金、こちらは200万円で対前年比同額でございます。

合計で6億4,897万7,000円、対前年比461万2,000円の増額でございます。

最後のページ、歳出をお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費と第2項徴収費がございます。総務費総額で499万7,000円、対前年比で206万3,000円の減額でございます。こちらは総務管理費の中で電子計算管理事務費のほうで211万1,000円の減額、一般管理費では4万2,000円の増額、それから徴収費は前年対比同額ですので、合せて206万3,000円の減額という予算組みになっております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、広域連合の納付金でございますが、6億4,196万7,000円、こちらは先ほど歳入いたしました療養給付費の負担金から事務費の負担金まで、こちらを広域連合のほうに納付するものでございます。合計6億4,196万7,000円で、対前年比4,267万5,000円の増額でございます。

第3款諸支出金、償還金及び還付加算金、還付加算金、償還金と一般会計の繰出金、合わせて201万2,000円、こちらは前年と同額で、それぞれ増減ございません。総額諸支出金

として201万2,000円を見込んだところでございます。

第4款予備費、こちらは頭出し程度で1,000円、前年対比と同額でございます。

合計でございますが、歳出合計6億4,897万7,000円、対前年比4,061万2,000円の増額ということでございます。

以上、3会計をあわせてご提案申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○総務部長 加藤恒弘君

お願いいたします。

土地取得特別会計についてでございます。

予算書及び予算説明書235ページをお願いいたします。

では、ご提案申し上げます。

議案第26号 平成25年度蟹江町土地取得特別会計予算。

平成25年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,005万4,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成25年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

242ページ、243ページをお願いいたします。

2歳入、第1款財産収入、第1項財産運用収入、第1目土地開発基金運用収入5万円、こちらにつきましては土地開発基金の預金利子を歳入するものでございます。

第1款財産収入、第2項財産売払収入、第1目土地売払収入1,000円、これにつきましては頭出しをさせていただいたものでございます。

第2款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円でございます。こちらと同じように前年度繰越金を収納するために頭出しをさせていただいたものでございます。

第3款諸収入、第1項土地開発基金借入金、第1目土地開発基金借入金1億8,000万円、こちらにつきましては土地開発基金より借入金を歳入するための予算でございます。

第3款諸収入、第2項諸収入、第1目預金利子1,000円、第2目雑入1,000円、計2,000円、これにつきましては頭出しの歳入予算でございます。

続きまして、次ページ、244、245ページをお願いいたします。

3歳出であります。

第1款土地取得費、第1項土地取得費と第1目土地取得費1億8,000万3,000円、こちらは右欄にございますように需用費から補償補てん及び賠償金までの総額でございます。内容といたしましては、需用費で土地取得のための印紙購入代等に20万円、役務費といたしまして

不動産鑑定料に120万円、用地測量及び登記委託料として委託料が200万円、そして土地購入のための費用といたしまして1億2,660万3,000円、22節の補償金といたしまして5,000万円を計上したものでございます。

第2款土地開発基金費、第1項土地開発基金費、第1目土地開発基金費5万円、こちらにつきましては土地開発基金の預金利子を積み立てるための5万円を計上するものでございます。

第3款諸支出金、第1項諸支出金、第1目土地開発基金償還金1,000円、これにつきましては土地開発基金への償還金を頭出しとして1,000円計上するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

ご提案申し上げます。

予算書の269ページをお願いいたします。

議案第28号 平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

平成25年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ757万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。
平成25年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

276、277ページをごらんください。

歳入でございます。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目コミュニティ・プラント事業分担金、本年度予算額33万8,000円でございます。

2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額457万7,000円でございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額266万7,000円でございます。

第4款繰越金、第5款の諸収入でございますが、これにつきましては頭出しの1,000円でございます。

次に、278、279ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項施設管理、1目一般管理費、本年度予算額757万8,000円でございます。これにつきましては、需用費から28の繰出金までで成り立っておりまして、各項目の主

なものとしたしましては、まず、11の需用費の電気料が210万円でございます。それから、12役務費の汚泥の抜き取り手数料が99万円でございます。13委託料に対しましては処理施設の維持管理業務委託で272万円でございます。15の工事請負費は下水道管維持修繕等工事と蟹江南クリーンセンター内機器整備修繕工事を含めまして127万7,000円でございます。

本年度予算額757万8,000円、前年度予算額934万円で、比較しますと176万2,000円の減額でございます。

次に、公共下水道事業の特別会計予算でございます。

予算書の281ページをお願いいたします。

議案第29号 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算。

平成25年度蟹江町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,114万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。地方債。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

平成25年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

それでは、284ページをお願いいたします。

第2表の地方債についてご説明申し上げます。

これにつきましては、公共下水道事業を行うために起債を起こすものでございますが、本年度につきましては、起債の目的として公共下水道事業2億4,870万円、流域下水道事業としまして3,010万円、合せて2億7,880万円の起債を予定しております。方法といたしましては証書借り入れ。なお、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどよろしく願いをいたします。

それでは、288、289ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目下水道整備事業費分担金は2,000円、それと流域関連の分担金1,000円でございます。合計で本年度3,000円でございます。これにつきましては、豊台団地、東水明台団地、流域関連でございます。

第1款分担金及び負担金、第2項負担金、1目流域関連受益者負担金、これにつきましては、流域関連受益者負担金1,840万円、それと流域関連受益者負担金滞納繰越金1,000円でございます。合計といたしまして、本年度予算額1,840万1,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額1億374万3,000円で

ございます。これにつきましては、豊台団地、東水明台団地、流域関連でございます。

第2款使用料及び手数料、第2項手数料、1目総務手数料、本年度予算額16万円、これにつきましては総務管理手数料といたしまして、計画審査手数料、排水設備工事検査手数料、あと指定工事店の指定手数料と責任技術者登録手数料として計上させていただいております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金で2億5,000万円でございます。社会資本整備総合交付金としまして計上をさせていただきました。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額が2億3,203万4,000円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

1ページはねていただきまして、第5款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、それと次の第6款諸収入、第1項預金利子、1目預金利子につきましては頭出しの1,000円でございます。

次に、第6款諸収入、第2項雑入、1目雑入でございます。本年度予算額が800万2,000円でございます。内容につきましては、消費税等の還付金800万円、消費税還付加算金と雑入で2,000円を見込んでおります。

第7款町債、第1項町債、1目公共下水道事業債、本年度予算額2億7,880万円、先ほど第2表で説明を申し上げたように、公共下水道事業債と流域下水道事業債を合わせての起債の資金を見込んでおります。

続いて、歳出に入ります。

292、293ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、2給料から28の繰出金までで成り立っております。主なものとしまして、一般管理人件費で2給料のほうで2,273万6,000円でございます。それから、一般管理事務費、7賃金の雇用賃金といたしまして455万4,000円でございます。

次に、296ページ、297ページをお願いいたします。

事業費に入ります。

第2款事業費、第1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、本年度予算額6億2,747万6,000円でございます。これにつきましては、11需用費から22補償補てん及び賠償金までで成り立っております。主なものといたしまして、13委託料で1,176万円でございます。これにつきましては、3の実施詳細設計委託業務と5公共下水道管渠工事積算委託料で成り立っております。それから、15工事請負費でございますが、これについての主なものといたしまして、公共下水道管渠布設工事等の5億2,644万円でございます。それから、19負担金、補助及び交付金でございますが、これにつきましては、1、日光川下流流域下水道事業負担金3,019万7,000円と、補助金につきましても公共下水道整備促進補助金465万5,000円を上げさせていただいております。22補償補てん及び賠償金で5,000万円でございます。

2目維持管理費では1億1,218万5,000円を上げさせていただいております。これの主なものとしまして、13委託料につきましては670万2,000円でございます。

1枚はねていただきまして、19負担金、補助及び交付金の日光川下流流域下水道維持管理負担金9,540万円を上げさせていただいております。

それから、豊台団地の管理運営費用349万8,000円と東水明台団地の管理運営費用258万6,000円を上げさせてもらっております。

次に、公債費でございます。

第3款公債費につきましては、元金といたしまして4,726万円を上げさせていただきます。利子といたしまして5,389万5,000円でございます。

1ページはねていただきまして、最後に、予備費として10万円を計上させていただきました。

比較でございますが、本年度予算額8億9,114万5,000円、前年度予算額10億7,150万2,000円でございます。1億8,035万7,000円の減額でございます。

次に、水道会計予算でございます。

薄い予算書がございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ご提案申し上げます。

まず、1ページをお願いします。

議案第31号 平成25年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 平成25年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分1、事業量、事項1配水量、明細のほうで、年間総量といたしまして450万3,000立米、1日平均といたしまして1万2,337立米、1日1人平均といたしましては322リットルでございます。

2、有収水量といたしまして409万5,000立米。

3、有収率といたしまして90.9%を上げさせていただきました。

4、給水加入件数1万3,001件。

5、給水人口3万6,500人。

6、建設改良費につきましては、総額は事務費から固定資産取得費までの合計で1億4,796万7,000円。

それから、区分2、職員の計画でございますが、損益勘定所属職員といたしまして5名、2の資本勘定所属職員といたしましては2名。

次に、収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入の部でございます。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計7億4,477万3,000円でございます。

1ページはねていただきまして、支出のほうでございます。

第1款水道事業費につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億143万7,000円でございます。

資本的収入及び支出。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,630万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,492万9,000円、当年度分損益勘定留保資金7,853万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,284万4,000円で補てんするものとする。）

収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項の工事負担と第2項の固定資産売却代金で5,086万5,000円、支出といたしまして、第1款資本的支出、第1項の建設改良費から第3項の予備費までの合計で1億8,716万9,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。（1）職員給与費6,742万8,000円と（2）の交際費1万円でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

棚卸資産購入限度額。

第6条 棚卸資産の購入限度額は、860万3,000円と定める。

平成25年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

続きまして、4ページの平成25年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から、23ページの平成25年度資本的収支と補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどお願いをいたします。

それから、24ページの平成25年度実施計画明細書につきましては、別添の資料で説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。A3の紙で1枚ついておりますので、よろしくお願ひをいたします。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目のそ

の他営業収益の合計で7億4,450万2,000円、2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から3目の雑収益までの合計で26万9,000円を計上させていただき、3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目過年度損益修正で2,000円を計上させていただきました。本年度予算額の合計といたしまして7億4,477万3,000円、前年度予算額7億3,653万4,000円で、823万9,000円の増でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款水道事業費用、1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用の合計で6億7,925万4,000円、それから2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から3目の雑支出の合計で1,563万3,000円、3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と2目の過年度損益修正損の合計で155万円でございます。4項1目の予備費については500万円を計上させていただき、本年度予算額としましては7億143万7,000円、前年度予算額6億7,923万1,000円で、比較といたしまして2,220万6,000円の増でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入につきましては、1項工事負担金でございまして5,086万4,000円、2項の固定資産売却代金といたしまして1,000円、合計で5,086万5,000円、前年度予算額4,469万6,000円で、比較といたしまして616万9,000円の増でございます。

支出の部でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目の事務費から4項の固定資産取得費までの合計で1億4,796万7,000円、2項の企業債償還金3,890万2,000円、3項の予備費につきましては30万円、合計といたしまして1億8,716万9,000円、前年度の予算額1億8,998万1,000円で、比較といたしまして272万2,000円の減でございます。

欄外でございますが、先ほど説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号ないし議案第31号は、来る3月14日、15日の両日にかけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号ないし議案第31号の8議案については精読とされ、3月14日、15日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

○議長 中村英子君

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」、選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」、議案第23号「海部南部広域事務組合規約の変更について」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 中村英子君

追加日程第37 選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区急病診療所組合議会議員に松本正美君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました松本正美君を海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました松本正美君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました松本正美君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 中村英子君

追加日程第38 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部南部広域事務組合議会議員に高阪康彦君、安藤洋一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました高阪康彦君、安藤洋一君を海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました高阪康彦君、安藤洋一君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました高阪康彦君、安藤洋一君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 中村英子君

追加日程第39 議案第23号「海部南部広域事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時45分)